

第75回十日町雪まつり 雪の芸術展実施要項

- 1 目的 雪まつりの原点である「雪の芸術展」は、市民の情熱と努力により生み出される雪像作品を通して市民や観光客に大きな感動を与え、雪に親しみを感じてもらおうとともに、地域コミュニケーションの場となる雪像作りを通して地域活性化を図ることを目的とする。
 - 2 主催 十日町雪まつり実行委員会
 - 3 期日 令和6年2月16日（金）～17日（土）
 - 4 審査日 令和6年2月16日（金）17:00～※ただし、出品数等により前後する場合あり
 - 5 出品 (1) 芸術作品の出品区分は、①芸術部門、②特別部門、③学童部門とする。
 - ① 芸術部門…芸術作品として、芸術展審査を目的に制作される作品
 - ② 特別部門…審査の対象とせず、鑑賞のみを目的として制作される作品
 - ③ 学童部門…児童・生徒により制作された作品(2) 次の作品は、雪の芸術作品としない。
 - イ) 営利を目的とした作品
 - ロ) 遊技を目的とした作品
 - ハ) 物を陳列したり利用を目的とした作品(3) 出品申込みについては、所定の申込書（別紙）を使用し、上記(1)の出品区分により制作者が行うものとする。
 - (4) 制作者は、雪まつり期間中、出品作品の保持・保全に努めなければならない。
 - (5) 出品作品が気象その他の事由により危険と認められる場合は、制作者において補強するものとし、補強できない場合は、雪まつり実行委員会の承諾を得て撤去するものとする。
- 6 審査 (1) 雪まつり実行委員会が委嘱した審査員で審査委員会を組織し、作品審査にあたる。
- (2) 雪の芸術展の審査対象は、芸術部門の作品のみとする。
- (3) 審査は、保存性を考慮しながら、着想、技術、努力の3点により行う。
- (4) 審査委員会の決定に対しては、異議の申立ては認めない。
- (5) 審査結果の発表は審査終了後に行い、制作団体に受賞看板を渡す。
- 7 表彰 とき 令和6年2月17日（土）18:00～
ところ まちなかスノーパーク（西小学校グラウンド）
 - (1) 芸術部門
各賞の名称は次のとおりとし、新潟県知事賞及び十日町市長賞は、賞金30万円とする。各賞の受賞団体には表彰状（写真入り）とトロフィー、賞金、副賞を授与する。また、入選団体には表彰状（写真入り）

と賞金を授与する。(各賞は変更になる場合があります。)

- 新潟県知事賞 (1点)
- 十日町市長賞 (1点)
- 十日町市観光協会会長賞 (1点)
- 十日町市議会議長賞 (1点)
- 十日町商工会議所会頭賞 (1点)
- 十日町市商店街連合会長賞 (1点)
- 十日町市文化協会連合会長賞 (1点)
- キリン賞 (1点)
- コカ・コーライーストジャパン賞 (1点)
- ほくほく線賞 (1点)
- 地元新聞社賞 (1点)
- エフエムとおかまち賞 (1点)
- 審査員賞 (1点)
- 入選 (数点)

(2) 特別部門及び学童部門には、感謝状と副賞を授与する。

(3) 特別表彰は、次のとおりとし、感謝状と副賞を授与する。

- ① 5年連続表彰…5年連続芸術部門作品(審査対象)を制作した団体
- ② 10年連続表彰…10年連続芸術部門作品(審査対象)を制作した団体
- ③ 15回参加表彰…15回芸術部門(審査対象)を制作した団体
- ④ 20回参加表彰…20回芸術部門(審査対象)を制作した団体
- ⑤ 25回参加表彰…25回芸術部門(審査対象)を制作した団体
- ⑥ 30回参加表彰…30回芸術部門(審査対象)を制作した団体
- ⑦ 35回参加表彰…35回芸術部門(審査対象)を制作した団体
- ⑧ 40回参加表彰…40回芸術部門(審査対象)を制作した団体
- ⑨ 45回参加表彰…45回芸術部門(審査対象)を制作した団体
- ⑩ 50回参加表彰…50回芸術部門(審査対象)を制作した団体
- ⑪ 55回参加表彰…55回芸術部門(審査対象)を制作した団体

※5年連続表彰と10年連続表彰は、1団体1回とします。

8 申込み (1) 申込期限 令和6年1月5日(金) ※期限厳守

(2) 申込先 〒948-0079

十日町市旭町251番地17 十日町市総合観光案内所内
十日町雪まつり実行委員会事務局 担当：平野、数藤
TEL 025-757-3100 FAX 025-757-2285

9 代表者会議 令和6年1月下旬を予定(後日、代表者に詳細等を連絡します。)

※出席対象は、芸術部門の制作団体のみ